

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

週報

五月二十九日號

職員健康保險と船員保險
大北電信會社營業權の回收
砂糖とマッチの切符制實施
重慶市民の窮乏狀態
襄東作戦その後の經過
國民政府答禮使節團の來朝
特別寄稿 二千六百年史抄 (十五)
内閣情報部參與 菊池 寛

第一八九號

昭和十一年五月二十九日發行
（毎週一回水曜日發行）

五錢

週報

昭和十一年五月二十九日發行
（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

ニッサン
トラック・バス



☆ 完璧のサービス
☆ 潤滑なるハーツ
☆ 充實せる販賣網

東京・日産自動車販賣株式會社・丸ノ内

（判LA51格規定國はさき大の書本）

露光量違いにより重複撮影

戦時食糧報國運動

各家庭必ず割以上の 節米を実行しませう。

週報

(五月十九日)

一 内閣情報部編輯

職員健康保険と船員保険

保 險

院・二

○大北電信會社營業權の回復

通 信

省・三

○砂礫とマツチの切符制實施

商 工

省・二

重慶市民の窮乏状態

陸軍省情報部・四

○潜水艇の生活 海軍省情報部及海軍省

海軍省情報部・六

○節米はいかにするか……………

陸軍省情報部・六

東東作戦の後の経過

陸軍省情報部・六

國民政府答禮使節の來朝

外務省情報部・三

昭和二十六年史抄(十五)

池 寛・ス

週間要聞

五月十七日(金)

▼ベルギーが要求を承認して邦人保護と損害賠償を約束

▼獨逸軍アリヒセルに入城

五月十八日(土)

▼獨逸軍アントワープ占領

▼内閣改選 ベタン元帥閣首相となる

▼ベルギー移民停止令公布

五月十九日(日)

▼昭和十五年経年度の標準賣

価格七十四圓と経費決定

▼ガムラン將軍に代つてウェーガン將軍聯合軍

總司令官に任命

五月二十日(月)

▼わが訪伊經濟使節一行

ローマに到着

▼獨逸軍自占領地域に軍政府樹立

▼ハッセン大將 軍司令官に任命

五月二十一日(火)

▼國民政府答禮使節一行

南京、陳公博專使和平建國、興亞

建設に關する聲明發表

▼北支軍、在支不良邦人は斷乎追放する旨發表

▼滿洲國新體制臨時國務院會議で決定、興農部設けらる

▼獨逸、英佛直轄ソナム河川の要衝アミアン、アブヴィル占領

五月二十一日(火)

▼青少年學徒に賜はりたる勅諭「漢發」周年に當り、全國の大學高等專門學校無差別式と記念式典舉行

▼我が海軍航空部隊重慶を大空襲、敵十三機爆撃

▼オット大使、獨逸政府閣印に關與の意なき旨有田外務大臣に傳達

▼陸軍省、農繁期に工務員に休暇を與へる旨全國作業場に通達

▼英、緊急國防法成立、戰時利得に十割課税

五月二十三日(水)

▼アメリカ海軍次年度豫算總額十四億七千三百七十五萬六千七百二十八ドル上院を通過

露光量違いにより重複撮影

戦時食糧報國運動

各家庭必ず二割以上の 節米を実行しませう

週報

(五月十八日)

一内閣情報部編輯

職員健康保険と船員保険

保 險

院・二

○大北電信會社營業權の回收

通 信

省・三

○砂糖とマッチの切符制實施

商 工

省・二〇

重慶市民の窮乏状態

陸軍省情報部・二四

○潜水艦の生活

海軍省海軍部普及課・八

○節米はいかにするか

農林省農務部・二六

○東作戦後の経過

陸軍省情報部・二六

國民政府省禮使節の來朝

外務省情報部・三

特別二千六百年史抄(下)

内閣情報部編輯 菊池 寛・三

週間誌

五月十七日(金)

▼ベルギーが要求を承認して邦人保護と損害賠償を約束

▼獨逸軍アリミツセルに入城

五月十八日(土)

▼獨逸軍アントワープ占領

▼佛内閣改組、ベタン元帥副首相となる

▼ベルギー移民停止令公布

五月十九日(日)

▼昭和十五年生絲年度の標準賣渡價格千七百圓と絲價安定委員會答申

▼ガムラン將軍に代つてウェーガン將軍聯合軍總司令官に任命

五月二十日(月)

▼わが訪伊經濟使節團一行ローマに到着

▼獨逸、蘭白占領地域に軍政府樹立、ファルケンハウゼン大將、軍司令官に任命

五月二十一日(火)

▼國民政府省禮使節團一行齋京、陳公博專使和平建國、興亞

建設に關する聲明發表

▼北支軍、在支不良邦人は斷乎追放する旨發表

▼滿洲國新體制臨時國務院會議で決定、農務部設けらる

▼獨逸、英佛海峡ソノム河口の要衝アミアン、アブヴィル占領

五月二十二日(水)

▼青少年學生に賜はりたる勅語、漢發一周年に當り、全國の大學高等專門學校勸學獎勵式と記念式典舉行

▼我が海軍航空部隊重慶を大空襲、敵十三機爆碎

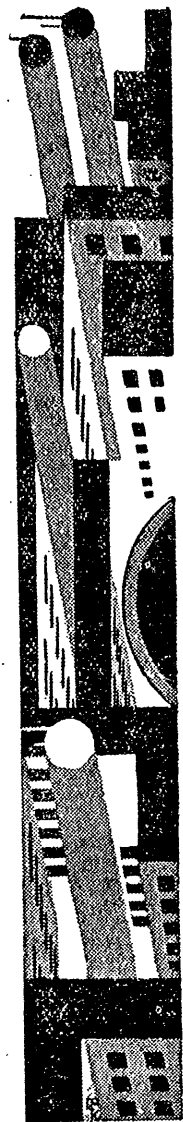
▼オット大使、獨逸政府閣内に關與の意なき旨有田外務大臣に傳達

▼陸軍省、農務期に工務員に休暇を與へる旨全國作業廳に通達

▼英、緊急國防法成立、戰時利得に十割課税

五月二十三日(木)

▼アメリカ海軍次年度豫算總額十四億七千三百七十五萬六千七百二十八ドル上院を通過



職員健康保険と船員保険の實施

保 險 院

「職員健康保険法」及び「船員保険法」は、ともに昨年の第七十四議會において成立を見たものである。それ以來、保險院では、關係施行令及び施行規則の制定その他施行準備をすすめてゐたが、それ／＼關係施行令及び施行規則の公布とともに、職員健康保険法は昨年十二月二十六日から、船員保険法は本年三月一日からその一部が施行された。一部施行といふのは、保險給付及び費用の負擔に關する規定、即ち現實に保險給付をなし、また保險料を徴収するといった事業の實體をなす規定を除

いた、その他の規定の施行をいふのである。即ち、この間において、被保險者資格の届出、標準報酬の決定、その他事業開始に必要な諸準備がすすめられ、今七十五議會において成立した關係特別會計法の公布により、いよいよ来る六月一日から事業開始の豫定である。

職員健康保険

制度の趣旨

事業目的を遂行する上において、物的資源の充實愛護

の重大なことは勿論のことであるが、これと並んで、國民健康の保持増進の極めて重要なことは今更いふまでもない。即ち、國家活動力の源泉として、國民の健康はその根幹をなすものであるが、わが國におけるそれは、平時においてさへあまり良好でないのに、今次のやうな未曾有の大事變に際しては、今後結核による死亡率の急増、或ひは惡性疾患の蔓延の豫想等、國民保健上憂慮に堪へないものがある。

職員健康保險制度は、このやうな情勢に對應し、銃後の重要施設として、國民の健康の保持増進が焦眉の急務であるのに鑑み、事務所、商店等の被保險者の健康の保持増進を圖り、併せてその生活の安定を期することを目的として生れたものである。これら事務所、商店等におけるいはゆるサラリーマンや、商店使用人等の健康状態は、徴兵検査の結果等からみても、極めて不良なことが容易に推察されるのであるが、特に都市にある者については、都會生活のために其の健康上いろいろの障害を受けることの多いことも想像に難くない。なほ又その

經濟生活の上に眼を注いでみても、給料生活者の生活状況は、労働者に比して必ずしも餘裕を示すものでないことは、内閣統計局の生計調査等にも明らかである。従つて、これらの人々が不幸にして病魔に襲はれるや、忽ちにして其の生活の安定を脅されるばかりでなく、醫療費の負擔の心配のために、速かに且つ充分な治療を受ける機会を失して、容易に治癒し得べき病氣もかへつて惡化させ、遂には不幸な結果を招くに至るやうな事例も、しばしば耳にするところである。

工場、鑛山、交通運輸業等の労働者を對象とした健康保險法、農山漁村の居住者等を對象とした國民健康保險法等の各種の社會保險制度と相並んで、今度新たに本制度が設けられるに至つた所以もこゝにあるのである。

適用範圍

本保險の被保險者には、次の四種がある。

(イ) 強制被保險者 市または厚生大臣の指定する町村にある左に掲げる事業の事業所であつて、常時十人以上

を使用するものに使用されてゐる者は、強制被保険者として、法律上當然本法の強制適用を受けることになる。

(1) 物の販賣に関する事業

物品販賣業、不動産販賣業、出版業等、但し料理業及び飲食店業は含まない。

(2) 金融または保険に関する事業

各種の銀行業、信託業、無盡業、質屋業、融資業（金銭貸付業、恩給金庫、或ひは庶民金庫等の金庫事業、持株會社等）保険業等

(3) 物の保管または賃貸に関する事業

倉庫業、貸家貸室業、物品貸付業等、但し貸座席待合等及び貸座敷業は含まない。

(4) 媒介・周旋に関する事業

仲立業、問屋業、代理業、取引所業、有價証券業、有價證券引受業、周旋業等

(5) 集金、案内または廣告に関する事業

集金業、旅行案内業、廣告業等

(6) 前各號に掲げるものの外、勅令を以て指定する事業（電氣供給の事業が指定されてゐる）

右に述べたものが強制被保険者となるが、この中から一年の報酬千二百圓を超える者、健康保険の被保険者及び健康保険の任意包括被保険者となることを得る者並びに勅令を以て指定する者が被保険者から除かれる。勅令を以て指定する者とは、臨時に使用される者、事業所の所在地の一定しない事業、例へば巡回興業等の事業に使用される者、及び運送業、土木事業、農業、林業、水産業等において、主として現場における作業に従事する者等であつて、その外臨時的の事業、例へば、博覽會等の事業の事業所に使用される者、及び生命保險會社の保險外務員で採用後六月以内の者も被保険者となり得ないことになつてゐる。

なほ本保險は、國、北海道、府縣、市町村等の事業に使用される者については適用されない。これらの者は一般の被保険者とは特殊の環境にあるので、別個の制度により考へられることとなつた。

(B) 任意包括被保険者 さきに述べたやうに、強制適用の事業の種類に該當する事業でも、その事業所が市または指定町村以外の地にある場合、及びその使用人員が常時十人未満の場合においては、その事業所に使用される者は強制適用を受けない。また強制適用事業以外の種類の事業の事業所に使用される者も、勿論強制適用から除かれてゐる。しかし、これらの者も保護の必要性からい

つて、特に本保險から除外すべき理由あるものではない。たとへば國家財政等の都合により一應強制適用の範圍とされなかつたに過ぎない。任意包括被保険者といふのは、これら強制適用を受けない者のために本制度利用の途を拓いたものである。任意包括被保険者となるには、その事業所に使用される者の中、被保険者となる者の二分の一以上の同意を得て事業主が認可を申請すればよいことになつてゐる。被保険者となつてからは、強制被保険者と全く同様の取扱ひを受けるのであるが、任意包括被保険者は、その四分の三以上の同意を得て、包括加入の解除を申請して全部の資格を喪失させることもできる

のである。

(C) 選擇包括被保険者 現在、工場、鑛山等の現場に使用されてゐる職員は、労働者とともに健康保險の被保険者となつてゐるが、これらの者は本保險の對象として取扱ふ方が適當な場合もあるので、事業主がその職員の二分の一以上の同意を得て認可を申請すれば、本保險の被保険者となり得ることになつてゐる。これを選擇包括被保険者といふ。また、これ等の被保険者も前記任意包括被保険者の場合と同様、包括加入の解除を申請して健康保險の方に戻することもできるやうになつてゐる。

(三) 任意繼續被保険者 強制被保険者、任意包括被保険者、または選擇包括被保険者の資格を喪失するに至つた者でも、喪失の日の前二ヶ月以上引續き被保険者であつた者は、申請により一定期間被保険者の資格を繼續することができることになつてゐる。

保險者

本保險の事業を行ふ保險者は、政府及び職員健康保險組合である。政府の管掌する被保険者の現業事務は、

道府縣(東京府は警視廳)の健康保険課及び健康保険出張所でこれを取扱ふことになつてゐる。

職員健康保険組合は、一又は二以上の事業所につき被保険者を常時三百人以上使用する場合において、被保険者の二分の一以上の同意及び厚生大臣の認可を要件として其の設立を認められるものであつて、法人格を有し、事業主及び被保険者を組合員として構成されるものである。

保険給付

本保険は、被保険者の疾病、負傷、死亡又は分娩に關し保険給付をなすのである。また被保険者同一の世帯に屬する世帯員の疾病、または負傷に關しても保険給付をなし得るやうになつてゐる。

まづ被保険者の傷病に關する保険給付としては、療養費及び傷病手当金が支給される。療養費は、被保険者が傷病のため療養を受けた場合に支給されるもので、療養に要する費用の約八割が支給される。この療養に要する費用は、厚生大臣の定めた標準により算定し、その支給

期間は同一の傷病につき六月間である。現行の健康保険では、療養そのものが給付されるもので、いはゆる現物給付を原則としてゐるのであるが、本保険においては、現金給付たる療養費の支給を原則とし、また、費用の一部を被保険者の負擔としたことは特異の點である。

傷病手当金は、療養のため勤務に服することを得ない場合に、三ヶ月後(日給者は十日後)から原則として三ヶ月間(日給者は六ヶ月間)支給されるもので、その額は報酬日額の半額に相當する額である。次に死亡の場合には、報酬月額の一ヶ月分(最低三千圓)の埋葬料が支給され、また分娩の場合には分娩費として二十四圓及び分娩の前後七十日間において勤務に服さなかつた期間、報酬日額の半額に當る出産手当金が支給される。なほ、以上の保険給付は、一定の條件の下に被保険者の資格喪失後においても支給されることになつてゐる。

費用

本保険の保険料は、事業主及び被保険者が折半負擔することを原則としてゐる。その保険料率は、大體報酬の百

分の二・六で決定される見込である。このほか、國庫に於いて本保険の事務費程度を負擔することになつてゐる。

船員保険

制度の趣旨

船員保険制度も國家が社會政策の目的を以て行ふ保險であり、いはゆる社會保險たる本質においては、前述の職員健康保険と同一である。併し、この保險による保護の内容は、職員健康保険または現行の健康保險におけるやうな疾病負傷等の保障に止まらず、一そう廣汎であり、養老年金の支給を初め、生活上の各種危険のほゞ全般に及んでゐる。もとより養老年金その他の生活保障の必要なことは、獨り船員に限つたことでもなく勞務者にも共通の問題である。しかるに船員保險に限り、まづ年金制度を採り入れた所以は、大體、陸上生活者に見られない海上勞務の特殊性、並びに海運國策上の要請に基づくといへるであらう。

いふまでもなく、わが國は海國である。従つて、當面の支那事變處理、及び銃後の國力増進は海運に俟つこととすこぶ大である。而して海運の發達、充實を圖るためには、物と人との兩方面、即ち優秀な船舶の擴充と、優秀な船員の確保を必要とする。しかしながら、船員には陸上生活者に見られない特殊事情、即ち家庭との分離、慰安と娛樂の缺如、退職後陸上における就職の困難等があつて、その中どの一つを採り上げても、船員生活繼續の困難なことが分る。

そこで、優秀な船員が一生満足にその職分を完うし得るやう、老後の生活安定を圖ることは社會政策上からも、海運國策上からも極めて、喫緊の要務であり、かゝる見地から、船員保險制度創設の時代的意義が見出されるのである。

なほ、本制度の實施は獨り内地だけでなく、朝鮮、臺灣及び關東州の各地においても、同時に施行されることとなつてゐるが、これは船員の移動性に鑑み必要な措置と認められ、こゝにも本制度の特殊性があるのであ

る。

適用範囲

本保険の被保険者となるべき船員の範囲は、原則として船員法第一條に規定する帝國臣民たる船員にして、本法の施行地に船籍港を定める船舶に乗組む者とされてゐるが、船舶所有者に雇傭されない者及び俸給、給料を受くる官吏または待遇官吏は適用を除外され、また漁船乗組員については、左に掲げた漁船に乗組む者に限り適用されるのである。

- (イ) 汽船トロール漁業
- (ロ) 母船式漁業（但し母船式釐漁業または母船式鮭漁業に従事する附屬漁船を除く）
- (ハ) 汽船捕鯨業
- (ニ) 東經百三十度以西を操業区域とする機船底曳網漁業
- (ホ) 専ら漁獲場より漁獲物またはその化製品を運搬する漁船
- (ヘ) 漁業に関する試験調査、指導、練習または取締業務に従事する漁船（但し臨時に雇傭される船員を除く）

保険給付

次に本保険による給付の概要について記すと、まづ第一には、療養の給付と傷病手当金である。療養の給付及び傷病手当金は船員が傷病の場合、原則として船員法による三ヶ月間の船舶所有者の扶助義務の終了後開始されて、最長六ヶ月間支給されるのである。また療養をなす期間は、一日につき傷病手当金として、標準報酬月額額の百分の六十に相當する金額が支給される。

但しこゝに注意を要することは、この場合の療養の給付は、職員健康保険と異り醫療費物の給與であること、及び年額千八百圓以上の船舶職員と、これに準ずる者については、療養の給付及び傷病手当金の支給は行はれないことである。

第二に養老年金であるが、この給付はすでに述べたとほり、本制度中の核心をなすものであつて、十五年以上被保険者であつた者が退職後五十歳に達したとき、または五十歳を超えて退職したときは、被保険者たりし全期間の平均報酬年額の百分の二十五に相當する金額（三月分

が支給される建前である。

第三に療養年金と療疾手当金とであるが、これは三年以上被保険者たりし者が、傷病の結果療疾となつた場合支給されるものであり、その療疾の程度が終身勞務に服することを得ない程度のときは、その者の死亡に至るまで療養年金を支給し、また船員として、従来の勞務に服することを得ない程度のときには、一時金として療疾手当金が支給される。療養年金の額は、養老年金の額と同一であるが、療疾手当金の額は平均月額の七ヶ月分に相當する金額である。

第四に脱退手当金及び死亡手当金であるが、三年以上十五年未満被保険者たりし者が、養老年金の支給を受けるに到らずして中途退職、または死亡した者に對しては脱退手当金の名において、平均月額の一月半分乃至十月分迄を支給し、死亡手当金は三年以上被保険者たりし者が死亡したとき、遺族に對し平均月額の三ヶ月分を支給するのである。

財源

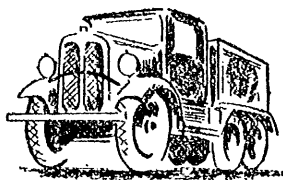
右に述べた保険の財源として、政府は事務費と、年金等の長期給付に要する費用の五分の一を負担する。また保険料として、船舶所有者と船員とが月額の百分の八・二（年額千八百圓以上の船舶職員及びこれに準ずる者については百分の六・四）を折半負擔するのである。

尙本保険の被保険者は政府であるがその現業事務は保険院、道府縣（東京府は警視廳）の健康保険課、健康保険出張所及び管海官廳でこれを取扱ふことになつてゐる。

聖戰まさに三年、皇紀二千六百年の輝かしき年に當り、國民の決意はいよゝ固いものがある。さりとはいへ、新東亞建設の鴻業を前にして、内に國力の充實、外に皇威の宣揚は、日に月に重要性を増すばかりである。この秋に當り、陸に海に兩制度が施行されるに至つたことは、銑鉄國民生活の充實強化に千鈞の重みを加へるものであつて、國民の保健並びに生活安定上慶賀に堪へない。終りに、兩制度の圓滿な運営について、一般國民並びに關係各位の理解ある協力を切望して已まないものである。

砂糖とマッチの切符制實施

商 工 省



政府は過日、生活必需品については、主として大消費地を對象とする切符制度を考案することとし、差當り砂糖及びマッチについて切符制を實施する方針を決定した。

なぜ切符制の如きを実施せねばならぬか、いまその原因を考へてみよう。

わが國は戦時下でありながら生産配給の機構の多くが、戦前のまゝになつてゐる關係から、いはゆる蓄積、買溜の餘地が多分にあり、そのため十分に國民生活を賄へる物があつながら、物資が偏して不足騒ぎすら起したのである。そこで國民生活の安定を圖るために生活必需品について方針を決定し、先づ砂糖とマッチについて

切符制を實施することになつたのである。即ち商工省としては、この政府の決定に基づいて、先づ六月一日から横濱、名古屋、京都、神戸の四市、五日から東京、大阪に、自治的に砂糖及びマッチについて切符制を實施せしめることとしたのである。

この方針に従つて右の六市で實施する切符制度の概要を述べてみよう。

一、切符制適用品目

(イ) 家庭用砂糖（黒糖、白砂糖、角砂糖及び氷糖を除く）

(ロ) 家庭用マッチ（平型その他廣告用マッチを除く、即ち煙草屋で賣る平型マッチは除外される）

従つてこれ等の除外された品種の砂糖なりマッチなり

は、今後とも自由に購入できる。

二、切符の様式

六大都市は、差當り自治的に一定の形式により、概ね毎月發行する切符を用ひることとした。しかし將來は紙の經濟からいつても通帳のやうなものが使用されることと思ふ。

三、切符の發行者

原則としては市長が發行者となるが、市によつては區長をして切符を發行させる場合もある。

四、切符配付の経路

市役所、區役所、町會、隣組等の経路を経て各家庭に配付される。

五、切符と引換へに毎月購入し得る數量

切符と引換へに毎月購入し得る數量は、六大都市において次の通りである。

(イ) 砂糖

一人當り三六〇グラム（〇・六斤）

(ロ) マッチ

家族數が十人以上の世帯

家族數が六人以上九人までの世帯

家族數が五人以下の世帯

六、購入先

切符によつて砂糖なりマッチなりを購入する場合の購入先には、なるべく従來からの購入先を選定していただく方針である。従來からの購入先には現品が配給されて切符との引換へを待つてゐる。

七、購買上の取締

切符制度の適用を受ける砂糖なりマッチなりを購入する場合には、切符と引換へでなければならぬ。従つて小賣商は切符と引換へでなければこれ等の物を賣渡すことはできない。また他方、切符により砂糖またはマッチを購入せんとする者に對しては、小賣商は正當の理由なくして賣渡を拒むことはできない。

八、砂糖に關する特別取扱

切符の交付を受けた者が、特別の事情により割當てられた數量以上の砂糖を必要とする場合には、事情に

よりに特別の切符の交付を受けることができる。政府は、このために若干の數量を特別に各都市に配給しておく、その限度において各都市をしてその實情に應じ適當に切符を發行させる豫定である。

九、その他

砂糖の小賣商は、家庭用砂糖の外に小口消費業務用砂糖を販賣してゐるので、切符制の實施とともに、この小口消費業務用砂糖の販賣に關して取締が行はれる。

(口) マツチ

家庭以外の特殊需要先、例へば、宿屋、料理屋、病院、寄宿舍、會社、工場等、特にマッチを需要する先に對しては、特別の配給を考慮することになつてゐる。

右によつて大體六大都市において實施せんとする切符制度の概要を述べたが、凡そ切符制度を實施する以上、

これにより國民は心配なく、切符さへあれば確實に砂糖なりマツタチなりを手に入れられることにならなければ意味をなさないことは言ふまでもない。

その爲めに政府においては、家庭用砂糖の配給について十分な手配ができてをり、マッチについては年初以來、政府において實施した生産命令の發動、生産獎勵金の交付等の諸施設により、既に生産能力が十分に發揮されてゐるのみならず、更に相當のストックまでもマッチの共販機關に保有させてゐる實情にある。従つて切符の制度を實施した曉における砂糖なりマッチなりの配給については何等の不安がないのである。切符は手に入れたが物が無い、といふやうなことは絶対にないのである。

即ち切符制の對象となる砂糖及びマッチについては、政府において國民の所要量を算定して、これを賄へる（まはさへる）といふ確信を得て、切符制度を實施するのであるから、その供給源については絶対に不安がないわけである。更

に今回は六大都市において先づ切符制度を實施したのであるが、六大都市において切符制度を實施するについて六大都市以外の需要といふものも十分に考慮してゐるのであるから、六大都市において切符制度を實施したからといつて、切符制度を今施行しない地方への配給量に變更を來すやうなことはないのである。従つて六大都市において切符制度を實施しても他の地に脅威を與へることとはない。又あつてはならない。

切符制度は去る三月以來、名古屋市においてマツチについて實施したところにより全く實驗済みである。従つて切符制の實施について不安を感じることは全くの杞憂である。このことを理解することなくして凡そ切符制度の實施の目的、即ち、國民としての所要量を公平に分配することに反するやうなことをなすものがあるとすれば、實に戰時經濟道徳を辨へざるも甚だしきものであるといはねばならぬ。砂糖及びマツチの切符制度實施に當り國民の理解ある協力を切望してやまない。

TOKYO GAZETTE

June, 1940

CONTENTS

IMPROVEMENT OF PHYSICAL STRENGTH OF
MOTHERS AND INFANTS

REORGANIZATION OF THE MOVEMENT FOR
NATIONAL SPIRITUAL MOBILIZATION

MEASURES FOR PROTECTION OF JUVENILE
DELINQUENTS

TESTING THE ABILITIES OF MECHANICAL
TECHNICIANS

CENSUS REGISTRATION BY PROXY OR BY POST

MAINTAINING AND INTENSIFYING WARTIME
CONSCIOUSNESS

週報の「東京ガゼット」六月號
英文版

定價
上製一部七十五錢、一ヶ年豫約九割(送料共)
普及版半年豫約一割八十錢、一ヶ年豫約三割三十錢(送料共)
東京市麴町區永田町内閣情報部分配東京ガセツト發行所
振替口座東京一六五、二八三番
申込所

重慶市民の窮乏状態

陸軍省情報部

はしがき

敗戦に敗戦を重ね、四川の奥地に餘命を保つ蒋介石政権が、非常に窮乏してゐることは當前のことで、別に問題とするほどのことでもないだらうが、その實状を正確に知ることは相當むづかしいことである。それは實論が徹底的に統制され、苟くも蔣政権にとつて不利なニュースは絶対に外に出せない。それに第三國も、援蔣政策上決して重慶側に不利なことは、報道しないのが原因である。しかし、それでも時々漏れる外國通信を中心として諸情報を拾ひ集めてみると、重慶の窮乏状態がはつきり分つてくる。以下若干のものを述べてみよう。

一、重慶空襲の脅威

の部屋を封印されるばかりでなく、旅館の主人も處罰される。

現在重慶の防空避難所は二十萬人の収容力しかない。しかも軍當局は、既に多數の居住許可證を發行してゐるので、これ以上は發行しないと公布してゐる。前週は好天で、いつ日本軍の空襲がくるかも知れぬと思はれたせいもあり、こゝ二日の雨天は當地民衆の不安を鎮めてゐると報じてゐる。

同じく二十日重慶電によると、重慶英字紙「ハンカオ・ヘラルド」は、爆撃シーズン開幕を控へて工場を地下に移すべく、明後二十二日から向ふ二週間休刊する旨社告して、重慶の防空關心を裏書してゐる。

また四月二十六日の外電は、有力なる概算者の談によると、去る二十二日の日本軍爆撃開始以來四日間に、重慶から地方に向つて避難したものは約十萬人に上つてゐる。従つて重慶の人々は、空襲防衛當局が希望してゐた數字に大體近い二十六萬にまで減少したとて、かへつて喜んでゐると報じてゐる。

わが國民の中には陸海の荒鷲が、くり返へし／＼重慶爆撃を敢行してゐるのだが、どうも一向に利目がないうやうで無駄な感じがすると云ふものもないではない。これを重慶市民の實状から調べてみると、次のやうである。二月二十八日重慶發外國通信によれば、重慶軍當局は自宅を持たない市民の強制撤退を公布し、三月一日から實施することになった。右撤退計畫は二月一日着手、三月中に完成の豫定で、二月には撤退に要するバス及び汽船の特別料金を交付して引揚げを勧告したが、いよ／＼三月一日以後は警察當局と協力、各戸調査の上自宅を持たぬ市民は、發見後三日以内に退去すべく、違反する時には強制的に撤退させられ、その住宅は封印される。また旅館住まいの者は、所定の日から二日以内に退去すべく、若し違反した時には、そ

四月二十六日外電によると、去る四月二十二日以來開始された日本軍の爆撃に刺戟され、重慶の岩石地帯を穿つて防空壕を造つてゐる約三千名の鑿岩人夫は、晝夜の別なく工事を急いでゐる。重慶の岩石地帯の爆破工事も、今週は壯烈を極めてゐると報じてゐる。

二、重慶の物資缺乏

重慶市民の生活物資の缺乏その極に達してゐることは、いまさら述べるまでもないが、今その一、二の實例を紹介することにする。

1 新聞紙

二月二十八日重慶發外國通信によると、日支事變及び歐洲動亂による新聞紙の拂底は、重慶新聞界に珍奇な現象を捲き起してゐる。即ち、どうにもならない支那新聞は、非常手段として四川省産の黄色や緑、さては桃色の紙を使用し、主要新聞二紙だけが辛うじて輸入白紙を使つてゐる。政府機關紙「中央日報」も、輸入紙拂底のため土産の桃色で現はれ、獨立有力紙「大公報」も桃色紙となつた。共產黨機

關紙「新華時報」は緑、獨立「新民報」は黄色のそれ、土産紙である。購讀者は、色紙新聞はいく包装紙になると、別に苦情もいつてゐないさうである。

2 ガソリン

最近ガソリンの購入が困難なため、歐亞航空会社の定期航空回数を減少し、重慶昆明間一週一回、重慶香港間は一週二回とした。

ガソリンの缺乏は、更に次のやうに現はれてゐる。中央各機關の自動車全部を停止し、これに代る交通機關として馬車を採用することに決し、目下各車輛製造工場では盛んに馬車を製造中である。

3 人力車部分品

重慶市の人力車部分品缺乏は既にその極に達し、全く補給の途がない。これがため車輛の支柱鋼線に代る竹板を用ひ、タイヤの代りに麻繩を捲いて使つてゐる状態である。

三、奥地の物價高

わが軍の南寧占領以後は、重慶政府の重要對外輸入路が

封鎖され、物資の輸入も殆んど杜絶したために、重慶の日用品は驚くべき昂騰振りで、いづれも事變前の數倍、甚だしいは十數倍の物價高である。例へば、米一石事變前の相場八、九元のものが、昨年秋季には六、七十元に、更に本年三月には百二十元と、實に十五倍以上の高値となつた。これは雨が降らなかつたのと法幣の慘落、それに佛印方面からの輸入杜絶が主な原因である。これがため、一般市民は米などは口にしたりも出来ない相談で、芋粥で辛うじて露命を繋いでゐる有様である。その他、例へば綿絲にして、上海製二十番綿絲一捆が上海から重慶に輸送された結果、重慶では三千元の相場になつてゐる。日用品の物價は昨年末、次のやうである。

現在		事變前	
洗面器類	十元	一元五十仙	
電球	七、八元	一元乃至一元五十仙	
タオル	一元	十二仙—二十仙	
靴下	五元	三十仙	
蠟燭	五十仙	十五仙	
料理店青豆	三元(一皿)	十仙(一皿)	
前門(煙草)	一元十仙	十二仙	

これに關聯して、重慶政府役人の中には増俸に對する痛烈な希望が起り、新聞社宛てに、日用品の値段が昂騰し生計維持が困難だ、といふ意味の不平家の投書が山積する有様に、目下手當金を給與する案が國防會議で研究中だといふ。最近の情報によると、四川省内における鹽の生産、運搬に従事する勞働者が賃銀値上問題から罷業を起さうとしたので、蔣介石は直ちに嚴罰に處すとの指令を發したとのことである。

四、衛生状態

支那は世界に知られる非衛生國、非衛生地であるのに、事變以來衛生材料は全く缺乏し、衛生状態をますますドン底に低落させてゐる。重慶にはコレラ、マラリア、赤痢が年中流行してゐる。外國人宣教師を中心とする慈善團體の救済事業もあるにはあるが微々たるもので、これが前途は遠慮であると報じてゐる。最近の情報によると、廣東寄りの方では、本年一月より三月までの間に腦膜炎罹病者合計一千五百二十八人、そのうち死亡者一千二百二十七人、いづ

れも交通不便と醫藥の缺乏のため早期治療ができなくて死亡したものだといふ。

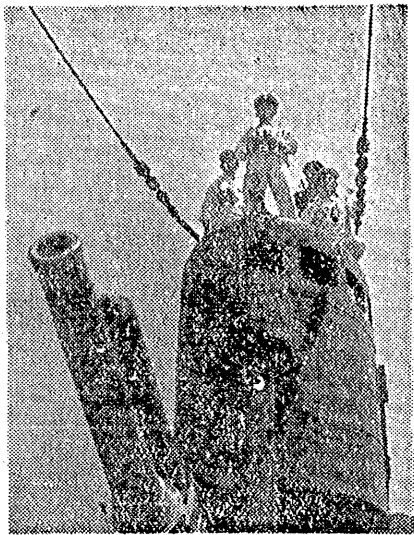
五、教育の状态

今重慶には上海、南京、漢口といった近代都市から避難した金持、商人、教授、學生等で溢れてゐる。彼等は今や全く自暴自棄状態であらゆる奢侈に耽溺して學問など顧みないものもない有様である。學校は移轉に移轉をくり返へし、教材もなければ講堂もなく僅かに標札があるばかりといふ有様で、空虚な抗戰論に一時の氣を紛らしてゐる實状である。先般政府當局が發表した無學文盲が一億四千萬の數字は實際の半數にも達しないであらう。

むすび

以上述べたことから、重慶市民の苦痛な生活状態が想像できる。しかし支那人は昔から原始生活に甘んじ得る生活力旺盛な民族であることを忘れてはならない。

潜水艦の生活



海軍省海軍軍務部

貴重な犠牲

明治四十三年四月十五日、宮島から新田島にかけての海面で潜水艦訓練中、阿多田島附近で佐久間艇長以下十三名の乗員が遭難殉職したことは、われわれが潜水艦の話を書く度にいつも思ひ出されるのである。

佐久間艇長が司令塔へ潜れてくる僅かな光線を頼りに書いた遺書、自分の不注意から、陛下の艦を沈め、部下を殺しまことに申すまいとお詫びし、次に潜水艦が沈んだ原因を明らかにし、從容自若として刻々に危険が迫ってくる艇内の有様を細々と描き、かうした事件を乗り越えて、ますます潜水艦を發達させる。

潜航中の苦悶

さて潜水艦は、敵の不意を衝く奇襲戦に、また搜索に、偵察に、哨戒に、いろいろな任務をもつてゐる。將來わが海軍の太平洋作戦を考へると、潜水艦の任務はいよいよ重大であると言はなければならぬ。そしてその乗組員は、常に異常な忍耐と修練を要するのである。いかに潜水艦とはいへ、もちろんその

なければならぬことを述べ、最後に自分の部下の遺族が、どうか困ることがないやうにお願いすると結んだ。
その悲壯な遺書は、朝野をあげて、艇長の責任觀念の強さと、純忠の精神に感動させられたものである。この事件は、その後の潜水艦の進歩發達にとつても實に貴重な犠牲であつた。これがために、どのくらゐ潜水艦の進むべき道を教へられたか知れない。

任務によつても違ふが、さうのべつまくないに潜航してゐる必要はないのである。大體において、夜間は水上状態である。晝間費した電力や空気を、明日の戦闘のために補充しておかなければならぬ。季節により、地方により晝夜の長短はあるが、日出一時間位前から日没後一時間位まで潜航できればまづ不足はないとしなければならない。

潜水艦にとって、電力の問題も大切であるが、それよりも人間の問題が大事である。艦が建造されてから太陽の光が射したことがない艦内、いつも燃えたる電燈の下にあつて、二次電池や汚水から發散する異様な臭氣をもつ有毒ガスを呼吸しながら、濕氣の多い艦内で油と汗にまみれて働いてゐる乗員の勞苦は一通りではない。そして、終日潜航してゐる時に、まづ苦しいのは煙草ののめないことである。

潜航中タバコをのんだのでは、密閉されてゐる艦内の空氣がよこれて、乗員全部の迷惑になるから、いかに煙草をのみたからといつても絶対に許されない。潜水艦内には、空氣清淨裝置があつて炭酸ガスを除去し、濕氣を吸収する裝置もあり、また酸素も補給できるものではあるが、新鮮な自然の空氣とは比べものにもならない。長時間潜航中、引出や戸を開けると、その中からよい空氣が出てくるのが感じられるほどである。

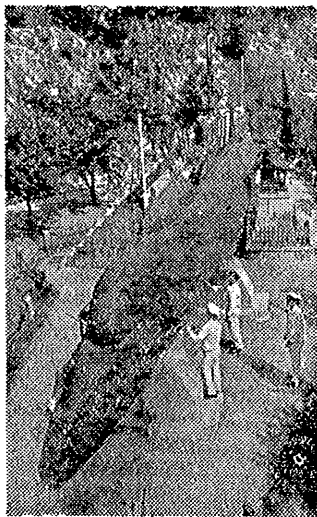
十數時間も潜航して浮き上り、ハッチを開けて艦橋にでると、その一瞬間忽ち新鮮な空氣の香りが鼻につき、何ともいへないうまい味をさへ感じる。空氣は無色、無味、無臭といふ化學的定義は潜水艦乗りには適用しないのであつて、味もあり、香もあり、色もあるやうに思はれる。新鮮な空氣の有難さにしみじみと感じ、しかる後に深呼吸をしながらまづ

一服と禁煙を大空に吹くのである。陸上の人や、海上の人にはこの空氣の味はわからないであらう。
なほつけ加へておきたいことは、人間は眠つてゐると空氣が半分ですむことである。だから長時間潜航中、用事のないものは交代して休むと、艦内の空氣はよござす、一舉兩得である。しかしながら、一度「警戒」の命下るや、全員固有の潜航配置につくことはいふまでもない。

縁の下の力持

飛行機と潜水艦とは一つは空のもの、一つは水中のものであり、共に海軍兵力を組成する奇兵中の奇兵であつて、その危険性においても、また消耗品である點においても、或ひは兩者の乗員が共に肉弾となつて碎け散るの覺悟を堅持してゐる點においても大いに似通つてゐると言へる。

併し今更いふまでもないが、飛行機と潜水艦は本質的には大いに違ふのである。即ち飛行機は陽性で、潜水艦は陰性であるといへる。この戦闘よりも前者の華やかなのに比べて、後者は地味であり、その行動も前者の峻敏活潑なのに反し、後者は遅鈍不活潑であり、また乗員の日常生活においても、前者の明朗なのに比べて後者の狭隘な艦内生活は陰鬱いとも言へるのである。なほ有事の日、航空戦士が大空に華と散るのに對して、潜水艦乗員は最後まで全軍のために、いはゆる「緑の下の方持」として水漬く屍と消える場合もあるのである。



(社説六) 艦六の長久間久佐

で、功成れば勿論その勞苦も認められず、功成つても、抜け駆けの功名は別として、一般作戦への寄與は、大空に勇躍奮闘する航空部隊のやうに華やかなものとしては映じない。であるから、もしも「緑の下の方持」たることを喜ばない國民性であつたならば、進んで潜水艦乗員たることを欲しないかもしれない。ところが、何事によらず天下の大事は、いはゆる「緑の下の方持」たるに甘んずるものがあつてこそ成るのだ」といふ信念が、かういつたからとて、潜水艦乗員自身は必ずしも「緑の下の方持」であると考へてゐるわけではない。これは第三者からの客観的な見解にすぎない。勿論或る場合にはこれを意識することがあつても、それはわが航空隊の整備員が、夜を日々に繼いで涙ぐましい奮闘を續けてゐるのと同じ純忠無垢の精神にはかならない。すでにかゝる信念をもつてゐるわが潜水艦乗員にとつては、狭隘窮屈な潜水艦内に、一ヶ月でも三ヶ月でも目の

見ずに汗と油にまみれながら作戦行動を續けるくらゐのことは何でもないことである。祖先以來南北に長い大八洲において、峻厳な氣候の激變によつて鍛へられ、節身素朴な生活に慣らされてきた日本民族の體力と氣力は、西洋人の想像も及ばない超人的の困苦缺乏に堪へ得るやうに恵まれてゐるのであつて、實際には第三者が考へるほどの苦痛を感じないといつていゝくらゐである。

潜水艦と日本人

なほ日本人の體格の小さいのは、潜水艦のやうな狭隘な艦内生活にはかへつて好都合であるといへる。強ひて不利な點をいへば、日本人が潔癖であつて入浴ができないのを苦痛とする點が、西洋人にくらべると劣るのではあるまいかと思ふだけである。しかしこのことは、とりたてていふ程のことではないのであつて、

わが國民性はあらゆる點において潜水艦乗員としての適性に合致してゐるのである。周知の通り、往年わが第六潜水艦の災厄に際し、かの佐久間艇長以下十三名の乗員がその職に殉じ、艇と運命を共にして悲壯な最後を遂げて以來、わが潜水艦にも今日まで四度の災厄があつたが、これがためにわが潜水艦乗員の士氣は少しも衰へず、それどころかますます感奮興起して、潜水艦乗員志願者がいよ／＼増加し、ひたすら先輩の烈々たる傳統の遺志を繼いで、有事即應の猛訓練に没頭してゐるのがわが國の現状である。このことは、今次事變において、大空の華と散つたわが忠勇な空の勇士たちが、揃ひも揃つて皆その遺児をしてわが志を繼がしめることをこひねがひ、また、けなげな武人の妻たちも、言はれずとも進んで遺児をして、亡き夫の後を繼がせて

必ず立派な航空戦士に育て上げようと、堅く心に誓つてゐる尊い姿と同様、わが國民性の一面を如實に物語つてゐるものといへるのである。

寫眞週報

五月廿九日號

- ☆表紙 愛路列車にさしのべる支那良民の手、手、手、
- ☆新國民政府答禮使節入京
- ☆水中に關ふ 海軍潜水學校近代海戰に恐るべき威力を發揮する潜水艦——この艦内で乗組員は如何に闘つてゐるだらうか
- ☆マツチも砂糖ももう安心
- ☆包のお家から來た蒙古の女學生
- ☆うちの赤ちゃん日本一
- ☆思想戦と戦ふ爆撃機
- ☆愛路列車が來たぞ
- ☆うすきめの訪問者 花を訪ふ蟲のかす
- ☆讀物ページ
- △四火とともて宣傳は進めよう △大體に皇軍を助けて一掃して大日本を平定しよう △山田大佐の幸福 △八小隊一年生の子供はかう思ひてやまそうさう

大北電信會社營業權の回收

遞 信 省

デンマーク國大北電信會社は、帝國政府の無期限の特許に基づき、明治四年以來長崎において、浦鹽及び上海よりの海底線を陸揚し、電信局を設けてこれを運用し、帝國電信系と連絡して、わが國の對外電信を取扱つてきたが、今回逓信省において會社側と話し合ひの結果、

- 一、長崎における會社海底線の運用營業權は、昭和十五年六月一日から帝國政府に回收すること
 - 二、長崎における會社海底線の陸揚は、昭和十八年四月三十日までに限定し、右期限到來の上は本邦における會社海底線營業はこれを全廢すること
- 務はこれを全廢すること
に協議がまとまり、いよいよ六月一日から實施することに
なつた。

今回逓信省の執つた措置は、過去七十年に亘り存続して

きた大北電信會社の、わが國通信界における租界的存在に終止符を打つたもので、これは帝國通信政策上極めて重大な意義を有するものといふことが出来る。以下大北電信會社の國際通信界における地位、その本邦との關係等を明らかにし、今回の措置について少しく述べてみたいと思ふ。

國際通信界における大北電信

大北電信會社は、明治二年歐亞連絡電信線の經營を目的としてデンマークに創立されたもので、明治四年早くも北歐からシベリアを経て極東に至る全長一萬軒に亘る有線電信連絡を完成した。會社は北歐においてはコペンハーゲンを起點とし、レニングラード、ニューヨーク、ヘルシンキ、ストックホルム等に達する海底線約五千哩、東洋においては浦鹽を起點とし、長崎を経て上海及び香港に至る

海底線約三千五百哩を所有し、この東西の兩海底線を、ヨーロッパ・ロシア及びシベリアを横斷する陸線(ロシア政府のものを用ひ)を以て連絡し、歐亞連絡の一大通信路を經營してゐるのであるが、極東においては更に上海及び香港において、南洋、アフリカ及び歐洲方面への海底電信線を經營する英國の大東電信會社(ケーブル・エンド・ワイアレス會社)の子會社及び太平洋を横斷して米大陸への海底線を經營する米國の商業太平洋海底電信會社と連絡し、これら英米系の海底電信會社と共に、世界を包む一大海底電信網を形成し、國際通信界に牢固たる地歩を占めてゐるのである。

大北電信會社はデンマークに國籍を有するが、資本的には當初からロシア系の色彩が強く、ロマノフ王朝などその大株主であつたが、第一次世界大戰後帝政ロシアが崩壊するに及んでその資本系統は英國に移つたとはいへ、爾來英國系國際有線通信系の一翼として、各國の國際無線通信系と對峙してゐるものである。

わが國と大北電信との關係

大北電信會社は、明治三年長崎において、浦鹽と上海か

らの海底線各一條を陸揚運用し、これを帝國電信系と連絡して對外電信を取扱ふ特許を得、明治四年からこれを實施して、事實上わが國の對外電信を獨占的に取扱つてきた。明治十五年免許狀の改訂に當つては、わが國の對外電信の獨占權を正式に獲得し、且つ長崎浦鹽間及び長崎上海間の海底線を各一條宛増設するほか、壹岐、對馬を経てわが國と朝鮮とを連絡する海底線を敷設する權利をも得て、ますますその地歩を固めた。

更に會社は上海においても明治四年以來長崎及び香港からの海底線を陸揚し、これによつて支那の對外電信を取扱ひ、明治三十二年には英國の大東電信會社と共に支那における對外電信の獨占權を獲得したのである。會社の對外通信獨占權はわが國においては明治四十五年まで、支那においては昭和五年まで效力を有したのであるが、これが爲め、日、支、鮮等東亞の諸國は、その地理的及び經濟的緊密性にもかゝらず、電信連絡については全く會社線に依存する外なく、相互の直通電信線の建設については、會社側の容認を得るを要する状態に置かれ、その爲めに、東亞

における日支系國際通信網の發達は多年その發達を抑制されてきた。

例へば日清、日露の兩戰役に際し、わが國は朝鮮との電信連絡を極度に必要としたが、新線の建設は會社が認めず會社海底線の譲渡交渉にも會社が應ぜず、爲めにわが軍事上、政治上の重要通信を擧げて會社の取扱に委ねる外なかつたのである。ポーツマスにおける日露講和談判に際し、わが小村全權の本國政府との間に發受した電報が、そつくり露國全權ウィッテに洩れてゐたといはれてゐる一事を見ても、當時わが國が如何に對外通信上不利な立場に置かれたかを窺ひ知ることができると思ふ。

その後わが國は日露戰爭後の國力勃興時代に際し、長崎上海間に海底線の建設を企圖したが、會社は支那における對外電信獨占權を有した關係上、わが方は先づ會社の承認を得ることを要し、これが爲めわが國はいはゆる合併計算なるものを甘受し、會社の權利金として本線の通信料金の約三分の一を支拂つてきたのであつて、これによつて會社の得た所得は、昭和五年末までの十數年間に實に二千萬金

フラン(約二千五百萬圓)の巨額に上つた。

最近十數年來政府の無線事業の發達によつて、會社のわが國の對外通信において有する地歩は漸次凋落し、今や昔日のおもかげを止めないまでもなつたが、それでも會社海底線を経由する外國電報は一日千三百通内外に上り、外國電報總數の約二〇%を占めてゐる。

帝國通信政策遂行上の障礙

大北電信會社海底線業務の存在は、明治初年わが國の通信施設が未だ整はなかつた時代には、相當の文化的意義を有したのであるが、わが國の對外通信施設の發達に伴ひ漸次その必要性を減殺し、今日においては最早その要を認めないのみか、かへつて帝國通信政策遂行上の障礙となるに至つた。そこで、わが國は

- 一 第三國の介入なき通信路の設定による、いはゆる通信自主權の確立
- 二 外國電信海外拂の節約による電報料金の低減

を以て對外電信政策の二大眼目として來たのであるが、對外通信が外國系海底線に依存する限り、通信自主權の確立

通信界東亞新秩序の一礎石

は固より、通信料金の八割乃至九割迄も海底線業務への海外拂となるので、その低減などはなく望むべくもない。これ帝國が無線による對外電信網整備の方策を立て、着々これが實現を企圖し來つた所以でもある。無線によれば、海底線の場合の如く連絡線路を必要としない關係上、途中陸揚の問題も起らず、所要の相手國との間に直通回路を設定することができ、通信料金なども發受双方共その半分かわが方に歸するので、殆んど海外拂が無くて済む。わが國は過去十年間において、對北米三五%、對南米四五%、對歐洲一七%、對南洋一七%程度の基本料金低減を實施し、金フランの換算割合なども爲替相場(二フランに付一圓三十九錢)の半額(二フランに付七十錢程度)に切下げてゐるが、これはいづれも全く無線電信の普及による結果である。

大北電信會社の本邦における存在が、帝國對外通信政策の遂行上望ましくないものであることは以上の通りであるが、これを防禦上の見地からいつても、帝國領土内に外國との通信路を直接に運用する同社の存在することは誠に深憂に堪へぬところである。

かやうに大北電信會社に對する根本的措置の必要はすでに久しく痛感されてゐた。逕信省では今度根本的措置を爲すこととし、本年三月會社極東總支配人エッチ・エス・ポールセン氏を招致し、特許條款の改訂に關し商議を重ねた結果、幾多の経緯を経て、前記の通り長崎における會社海底線の營業權は六月一日から逕信省に引渡し、昭和十八年四月三十日を限り本邦における會社の海底線業務を全廢することになつた。なほ從來日滿支間の通信であつて會社線によつて取扱はれるものも相當あり、爲めに東亞における電報制度の統一刷新上の支障となつてきたのであるが、今回この取扱も廢止し、昭和十六年一月一日からは、日滿支の電報は専ら日滿支の通信網によつて取扱ふこととしたのである。

おもふに今度の措置は、わが國對外通信史上、一新紀元を劃するものであつて、通信界における東亞新秩序の一礎石を爲すものであり、躍進日本の力を物語るものに外ならない。



節米はいかにするか

戦時食糧報國運動

最近の内外の事情に照して、わが國の食糧問題がいかに重要であるかは、改めて説明するまでもない所です。特に昨年からやましくなつた米の問題は、戦時下の今日新しい東亞を建設して行くわが國としては是非解決せねばならない問題です。そしてこれを解決する方法としては、大體三通りのことが考へられます。第一は米の増産を圖ること、第二は米の出廻りをよくすること、第三は米の消費節約をはかることです。第一の増産対策については、肥料とが努力とか、今年もいろいろ足りないものは

ありませうが、或ひは勤勞奉仕とか自給肥料の増産によつて、これ等の困難を克服し、全國民の協力によつて七千百萬石を目標に大いに米の増産につとめることになつてゐます。また第二の點については、從來出廻りがちであつた米に對して、極力出荷、供出を促し、必要があれば強權を發動して供給の圓滑をはかることも考へられてゐます。

勿論、この節米対策については、從來もいろいろなことが行はれ、例へば昨年十一月からは全國一齊に七分搗米を用ひるとか、また酒の造り高を減らして、この方で浮いた米を飯米に振りむけるとか、その他混食や代用食を奨励するといふやうに出来るだけの努力を拂つてきたのですが、今日はなほ一段とこれを徹底しなければならぬ状態にあります。

26

たゞこゝで多少注意をしなければならぬことは、雜穀類にせよ豆類にせよ、今日は決して有り餘つてゐないといふことです。従つてこれを實行するに當つては國民各自がそれ／＼の地位において、混食のもとになるものを作るといふことを常に考へなければなりません。例へば空地を利用し根菜類を作つたりすることが必要です。なほ混食の場合には毎日混食するとすれば一割一週三回内外とすれば三割、通常二割程度の混食が無理のない方法とされてゐます。

あるでせうが、米一粒が血の一滴にも値するやうな今日の場合では、節米第一、經濟第二といふ氣持で事情の許す限りは代用食を多くとらなければなりません。これは戦時下血の一滴に値するガソリンを確保するために、その中にガソリンよりははるかに値段の高いアルコールを入れても使はなければならぬことを考へ合せればよく分ることです。

第三は粥食、雜炊食です。關西方面では毎朝雜炊やお粥を食べる習慣があつて既に實行してゐるものも澤山ありますが、節米の點から見るとこの粥の中に甘藷を混ぜ、雜炊に芋や大根、人参等を混ぜた場合は一人分の米で三人分を賄ふことができます。今假りにこれによつて一人當り一日二勺の節約が出来るとすれば、現在一人一日の消費高は約三合ですから六分五厘の節約となります。

27

襄東作戰(漢水)その後の経過

陸軍省情報部

蒋介石が日本軍の進攻能力既に消滅し、これに反して黨軍の再建完成せりとなし「守を轉じて攻と爲す絶好の機会なり」と激勵訓示して大きな期待をかけ、支那軍の第二期整備完了を機會に、舊冬十二月上旬から北、中、南支の全線に互り一齊に展開した敵のいはゆる冬季攻勢も、各方面ともわが猛反撃を受けて多大の損害を蒙り、一城一村をも奪回するを得ずして、概ね新春一月末頃、全面的失敗に終つてしまつた。

ところが更にこれに引き續いて、廣西の奥地賓陽附近及び湖北の蒙古五原方面に全面的慘敗を喫したので、蒋介石は三月上旬重慶に軍事首脳部會議を招集して、今後の對策を協議するとともに、直ちに第三期整訓次期反攻準備に着手した模様であつた。そこで軍は、新中央政府誕生の重大政治段階に對處して、その順調な進展育成に強力なる支援を與

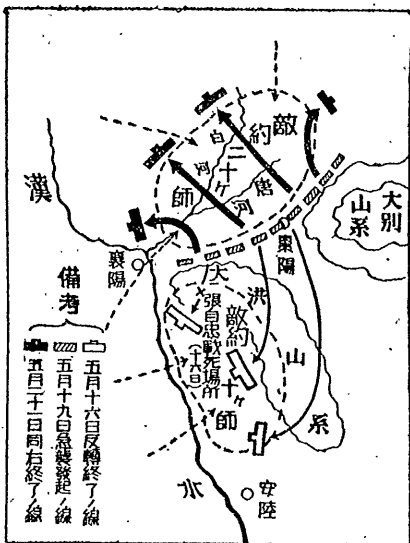
へるとともに、重慶陣營の抗日戦力に鐵槌を加へる目的を以て、最近現地各方面に大規模の攻勢作戰が展開せられつつあることは、「週報」五月十五日號にその概要を記しておいた。

各作戰の目的を念のため述べれば、晋南作戰は治安肅正を主眼として行はれたのであつて、江南作戰及び襄東作戰(漢水方面)は、舊冬十二月下旬から本年初頭の間に進行した廣東北方地區の作戰や、本年一、二月の候に實施された賓陽作戰と同様、要地占領地域獲得を目的とするのではなくして、直接敵の武力(主力部隊)に痛打を與へ、その抗戰力を破挫折せしめるに在るのである。この點、重慶側のデマ宣傳に惑はされないやう注意が肝要である。

右の作戰の中で、晋南作戰と江南作戰とは、既に四月末から五月初めにかけて何れも一應終局を告げたが、今次

作戰中最も大規模な襄東作戰(漢水方面)は五月初日作戰開始せられ、湖北河南兩省に互り、目下果敢痛烈な大殲滅戰が縱横に展開されてゐる。

即ち、軍は敵が一年の時日を費し、銳意構築せる陣地を



一日にして突破し、咫尺を辨ぜぬ黃陂を衝いて突進し、行動開始以來僅々旬日、五月十日前後に至り、敵軍約二十ヶ師を襄陽東北方唐河河畔に包圍撃破したのである。わが電撃の銳鋒を避けて、大洪山系、大別山系の山岳地帯に遁入

逼塞してゐた敵は、逐次その兵力を集結して我が後方兵站線に對し游撃蠢動を始め、なほ北方及び西方から湯恩伯及び孫連仲軍、また南方から張自忠軍の各新銳十數ヶ師が續々襄陽東北方地區目ざして増援に押しかけてきた。この形勢をみて取つた軍は、直ちに先づ有力兵團を以て反轉、張自忠麾下約十ヶ師を大洪山系と安陸、漢水間の三角地帯に捕提撃滅した。この間、他の兵團は襄陽東北方地區にあつて、北方及び西方から押しよせてくる湯恩伯及び孫連仲軍を逼がさないやうにしつかり牽制してゐた。

南方兵團の張自忠軍撃滅作戰局を結ぶや、全兵團を西部大別山系から襄陽附近を経て北部大洪山系に互る百キロに互る戦線に展開配置を採り、例によつて日本軍が作戰を終了して反轉するかに見せかけたので、敵はマンマとわが計略に乗つて唐河東岸地區に押しよせてきた。そしてわが軍の誘致のわなにかゝつた敵は、安心して切つてこの間盛んに日本軍撃退、某々地奪回、反撃大戦勝のデマ宣傳に憂身をやつしてゐた。

軍は、敵が目白押しにわが軍の満を持して勢揃してゐる前面に進出せる好機を見はからつて、十九日突如全線一齊

に急襲突進を開始し、思はざるわが攻撃に周章混亂する二十數ヶ師約二十萬といふ敵の大軍を、唐河白河の兩河畔に隨所に蹂躪粉砕した。

作戰軍の大本營宛電報の一節を引用すれば「……某兵團は敵軍必死の抵抗を撃破し之を白河河畔に殲滅せり、白河の水爲めに紅と化す……」とある如く、その戦果は實に豫期以上に大なるものがあつた。かくて二十一日には既に戦場の内外に敵集團を認めざる程度に大鐵槌を加へ終り、今や軍は三々五々戰場を彷徨する敗殘の敵を虱つぶしに徹底掃蕩を實施してゐる。

この急襲電撃作戰の一大鐵槌を受けた敵軍は、收拾すべからざる混亂に陥つて支離滅裂となつてゐることは、去る十九日以来敵側通信の全く杜絶してゐる現況から見てもハッキリ窺はれるのである。

今度の作戰は、劍術の試合で小手を見て、之に飛びついてくる敵を外してその面を打ち、面と見せかけて胸を打ち、數歩下つて敵をオビキ寄せ、大上段の面を打ち下ろすといつた工合で、全く大楠公の戦法そのまゝを支那軍に施したのである。今後支那軍は更にいよいよ出でていよいよ奇なる

縦横の我が戦法に悩まされることであらう。

本作戦の戦果は、目下詳細調査中であるが、十七日まで分だけでも遺棄死體一萬九千八百三十七、俘虜七百三十、機關砲一、迫撃砲六、重輕機關銃百六十五、小銃二千八百五十八、自動小銃百二十四で、十九日以来實施された今楠公戦法の戦果を合算すれば實に莫大なものに達すべく、物心兩面の打撃極めて大なるものがあるを疑はない。

特に敵の遺棄死體中に第七十三師長鍾毅と第八十師長劉振三のものが混つてゐたことは、わが電撃作戰による敵高等司令部の狼狽潰亂ぶりを如實に物語るものといふべく、更に十六日には敵南方集團軍長で、事變以來北支中支の各前線に活躍した驍將張自忠の司令部が、大洪山系内でわが〇〇部隊の奇襲を受け、張以下全員が悲壯なる最後を遂げたことは、蔣介石の吹く笛に踊る抗日將領の末路の眞に憐むべきものあるを痛感せられる。この間わが方の戦死は五月一日作戦開始以來二十二日まで四百十一名である。これに對し、支那側はわが軍勇士の戦死は實に六萬以上に上ると戦勝デマ宣傳を行つてゐるが、まことに笑止の限りではある。

國民政府答禮使節の來朝

外務省情報部

答禮使節團員の任命

南京に中華民國の新中央政府が成立した後、わが政府は逸早く阿部全權大使を派遣して祝意を表した。國民政府はこの好意に應へて答禮使を出すことになり、五月十日附を以て次の如く二十二人の使節團員を任命した。

中華民國國民政府駐日答禮專使陳公博（立法院長）副專使褚民誼（行政院副院長兼外交部長）使節三人陳群（内政部長）林柏生（宣傳部長）陳君憲（行政院參事廳長）使節參贊 陳伯濤（立法院外交委員會委員長）湯澄波（工商部次長）紀華（立法院經濟委員會委員長）徐本謙（中央懲戒委員會委員）楊鴻烈（宣傳部編審主任）徐世清（内政部禮俗司長）使節隨員 張超（文官處秘

書）高勝岳（軍政部員少將）吳兆運（海軍部員少將）李蔭南（行政院參事）孫湜（駐東京辦事處長）譚覺真（外交部參事）孫理市（外交部科長）秘書 耿善聰（駐東京辦事處秘書）張而康（政治訓練部專員）周東伯（外交部專員）鍾任諒（宣傳部秘書）

專使の陳公博氏は、開歴、汪代理主席との關係、學識などから見て十分に貫祿の備はつた人物で、また廣東省政府主席の重任を兼ね、第一線に立つて蔣政權側に對抗して平和工作を進めようといふのであるから、新政府における陳氏の地位が如何に重いかを察せられる。副專使の褚民誼氏は、汪代理主席の最も有力な輔佐役の一人であり、汪院長の下に行政院副院長の要位に在り、且つ外交部長を兼任して内外兩方面に新支那の前途を開拓しよ

うとしてゐる。

この二人の正副使の下に三人の活動力に富む使節、さらに参贊、随員、秘書とそれ／＼有爲の士を集め、人数はさほど多くはないが、成立後幾何の時日も経過してゐない新政府としては、政務多端の折柄これだけの人物を出すには餘程の決断をもつてやつたことと思はれる。元來故國の政務に忙殺せらるべきこれらの要人が特に來朝したのであるから、わが朝野は日本の眞意を懇切丁寧に説明し、支那側も胸襟をひらいて廣く各方面と接觸し、わが國民の意のあるところを究め日本の決心と誠意を洞察して、東亞新秩序建設のために兩國共同擔任の決意をますます固めて歸國し、神聖なる目的貫徹に一路邁進することを望んでやまない。

主席の訓示と專員の談話

汪代理主席は十五日午後三時、答禮使節團二十二名及び同行の新聞記者六名を國民政府大禮堂において引見し、次の如き訓示をした後、茶會を開いて歡送の意を

表した。

汪代理主席の訓示 今回の答禮使の日本訪問は禮儀であり儀式であるが、また非常に重大な意義をもつてゐるのである。阿部大使が支那に來られる時に、日本全國民は極めて熱烈に歡送したことを我々は知つてゐる。これによつて日本が我が中華民國國民政府を尊重してゐることがわかり、阿部大使はこの尊重の意向を拂へて支那に來られたのである。今回わが國の答禮使節が日本に赴くに當り、我々は人民の熱烈な歡送を見られないが、人民は平和を企圖し待望してゐる。支那の人民は十二分の苦痛の裡に生活してをり、彼等は迅速に停戦し迅速に平和になつて、日支兩國が固く提携し、東亞新秩序の共同建設に従ふことを希望してゐる。故に答禮使節各位は支那國民の平和を熱望し、日支共同奮闘を熱望する民意を拂へて行くやう希望する。現在全面的平和はまだ成功してゐない。我々のこの際における平和唱道、平和工作に對する努力は、戦争よりもさらに困難である。されば各位は東京に行

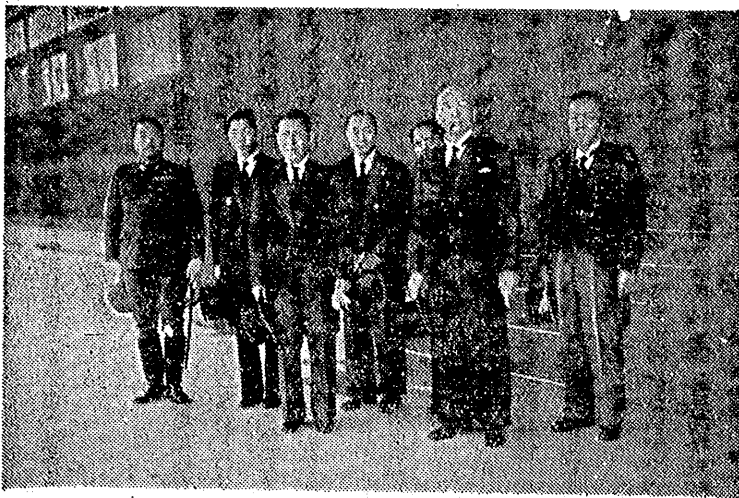
つた後、自己の責任を認識し、日々頭を回らして支那國民はどんな艱難困苦の裡にあるかを考へるやう希望する。

右の訓示は國民の苦痛を深く考へて、戦場に臨む以上の決心を以て善後策を講じなければならぬとの見地から出た悲痛な叫びである。これを抗戦派が悲慘な人民の生活状態を顧慮しないのと比較すれば、雲泥の差もたゞならぬものがある。

答禮使節團員一同は、この日午前、中山墓に参拜して故孫文氏の石像の前に額づき、重任を負うて渡日する旨を報告し、午後汪代理主席の訓示を受けた後、わが大使館に阿部大使を訪問した。それからさらに陳專使、林使節は總司令部に西尾總司令官を、褚副專使は板垣總參謀長を訪問してそれ／＼挨拶をした。

陳專使は出發に先立ち、十六日南京において次の如き談話を發表して所信と希望を述べた。これは自國民に告げる言葉であると同時に、友邦日本への第一聲であつた。

陳專使の談話 私は今回國民政府の命を奉じて日本に派遣せられ、日本が國民政府の遷都を祝賀されたことに對して答禮することになつたが、この命を受けて以來、是非使命を完うしなければならぬと頭を悩ましてゐる。おもふに國民政府の南京遷都により、和平反共建國運動はすでに新段階に進出したが、當面の急務は支那自體についていへば、全國の人民をして相共に建國の旗幟下に向はせ、これによつて國家の統一を完成し、國家の獨立自由に到達せしめるやう努力するに在り、東亞全局についていへば、日支兩國朝野が深く相互の了解を謀り、兩國が東亞復興、東亞建設に對して必須とする共同負擔の重大なる歴史的使命を認識するに在る。この二者の觀點は分けても悪くはないが、しかしその實質は一つである。日本は支那の獨立と主權の完整を尊重し、且つ有力なる援助を與へる意向である、との意志をしば／＼表示した。わが支那の人民は勿論一層努力奮闘して國家を改造し、建設を完成するやうにして、獨立國家の具備すべき條件を具



氏諸の藤君陳、博公陳、前陳、生柏林、設民松らか(日人二)右 (てに寄車東) 節使禮答たし内参

備せしめるやう努力しなければならぬ。

日本が支那に期待し希望するところは、東亞建設の責任を分擔することに在る。吾人は獨立國家を完成することによつてのみ、この重大なる共同責任を負ひ得るのである。この國運更始一新の際に當り、當然斷乎邁進してこの能力を培養しなければならぬ。全國の人民は政府の指導下に共同努力するやう切望する。日本は明治維新の發奮によつて強くなり、早く已に近代國家の建設を完成した。支那は今日艱苦奮闘中にあるのであつて、特に日本が先進國の立場において軸翼し支那を復興せしめるやう希望する。これがすなはち東亞を復興する所以である。これは私が南京を離れて渡日するに當つて全國の同胞及び友邦の人士に告げたいことである。

使節團南京から東京へ

客禮使節一行は、日支多數の官民に送られて十六日午後三時東亞海運の汽船興東丸で南京の下關出發、晴れの

旅路についた。十八日上海出帆、一路平安二十日午前十一時神戸入港、同日午後八時五十八分の神戸驛發急行列車で東上し、二十一日午前八時四十五分東京驛に着し、意義深き帝都への第一歩を印した。一行は外務省差廻しの自動車に分乗して午前九時一先づ宿舎帝國ホテルに落付いた。同十五分專使以下の五使節は参内して、恭しく記帳をなし、ついで大宮御所、秩父宮、高松宮、三笠宮、閑院宮、伏見宮の各御殿に伺候記帳し、次いで明治神宮、靖國神社に参拜、午後四時過から米内首相、有田外相を各、その官邸に訪問し、自國に寄せられた日本の援助と好意に對して鄭重に謝辭を述べ、五時すぎ宿舎に歸つた後、陳專使は新聞記者團と會見して來朝に關する左の聲明を發表した。

陳專使の聲明 今同わが國民政府の改組遷都に當り、貴國政府が阿部大使及び國民使節團を南京に派遣され、祝賀を寄せられたことは、わが國朝野の感激に堪へざる所であり、國民政府は我々を客禮使節として東京に特派し謝意を表することになった。

日本は東亞近代文明の先進國であり、中國には永い間の燦爛たる文化の歴史がある。この東亞における二大國家は相互合作の必然性を持つてゐる。中國國民黨總理孫先生は、曾て「日本と中國の關係は實に存亡安危に相關するもので、日本が無ければ中國は無く中國が無ければ日本も無い」と言はれた。兩國の福利を謀り、東亞永遠の安定と平和を實現せんとするには日本と中國が協力合作して始めて其の目的を達し得る。

事變發生以來中日双方共に莫大なる犠牲を拂つたことは東亞の一大不幸事である。然し幸ひにも兩國朝野は今次の戦によつて痛感する所あり、戦へば共に傷つき、和すれば共に榮えるといふことを認識し、茲に奮起して和平を謀り、西歐の弱肉強食の鬭争主義を棄て東洋固有の仁義道德の和平思想を恢復することになった。これこそ東亞復興の基礎であり、近衛聲明の三原則、和平運動の精神、中日合作の根本原則等何れもこれに基づいてゐる。

貴國の阿部大使は國交調整の任務を負つて我が國に駐在し兩國國交調整は近く開始せられんとするに至つた。想ふに中日和平の前途は偏に兩國朝野の協力に待たねばならぬ。中國の政府と國民は既に中國統一の完成に努力し、全面的和平を

實現すべき最大の決心を有し、又和平方案の具現に努力し、永久和平の礎石を定むべき最大の誠意を有してゐる。

今日の事は理論にあらずして實踐にあり、必ず事實を以て表現し、中國人民をして和平の中國に有利なること、日本に有利なること、そして東亞に有利なることを知らしめなければならぬ。同時に又日本國民も和平の日本に有利であり、中國に有利であり、そして東亞に有利であることを知つて後、初めて兩國國民は共同の利害關係を有することが明白となり、誠意を以て相接し、義を以て相約し、各自國家的總力を以て共同目標に向つて相共に前進することが出来る。歐洲戦争の擴大は我々の以て豫期してゐた所である。

斯る重大時局に當り中日兩國は特に東亞の安全を謀るため共同して努力すべきであるが、これがためには速かに事變の解決を謀らなければならぬ。これは中國の政府と國民の切望して止まない所である。我が國は今大事變により滿身創痍、あらゆる方面に於て今後の復興と建設に待つものであり、貴國の御援助を仰ぐもの極めて多いのであつて、又わが國朝野の均しく期待して止まないところである。

米内首相使節一行を招待

米内首相は二十一日午後七時官邸に答禮使節一行二十二名を招待して晩餐會を開いたが、各閣員、樞府正副議長、内閣三長官、各參議、貴衆兩院議長、興亞院總務長官等が出席して盛會であつた。席上米内首相の挨拶に對して陳專使は「日本全國民の熱と誠の中に、中華民國國民の希望と熱誠を融けこまめたい」と謝辭を述べた。

陳專使謁見仰付らる

答禮專使陳公博氏は二十三日長くも謁見仰付られた。この光榮に浴した陳公博氏は午前十時過、坂下門から參内したが、天皇陛下には御軍裝整々しく、百武侍從長、進沼武官長等を隨へさせられて、同十時半鳳凰閣に出御あらせられ、松平式部長官侍立申上げる裡に謁見仰付られ、岩村御用掛の御通譯にて同氏は恭しく敬意を表し奉り來朝の挨拶を言上した。これに對して長くも陛下には優渥なる御言葉賜ひ、勞を憐れはせられたやに承はるが、陳氏は光榮に恐懼感激して宮城を退下した。

日支新聞記者座談會

答禮使節團一行と共に來朝した六人の新聞社通信社代表者は、二十三日午前十時から帝國ホテルで、東京の新聞社通信社の八社代表と座談會を開き種々懇談したが、答禮使節林柏生氏(宣傳部長)もこれに参加し、東亞新秩序の建設と支那の國家的獨立自存との關係につき三十分以上に互つて所信を述べ、さらに質問應答を交して十一時半閉會した。この種の會合は兩國國民の認識を深くする上に於て意義ある催しといふべきである。

因みに支那側新聞社通信社の代表は次の六氏である。
張昭銘(中央電訊社) 穆時英(上海中華日報) 時代晚報(國
民新聞) 金雄白(南京日報) 秦靈西(南京、蘇州、杭州、蚌埠
新報) 章建之(香港南華、天演、自由日報)

一行の日程

答禮使節一行二十三日以後の日程は次の通りである。

廿二日 午前宮相、樞府議長、參議本部、軍令部、貴衆兩院

議長訪問答禮、午後一時議事堂における貴衆兩院議長招宴、午後四時林宣傳部長と言論界代表との懇談、同務閣專使と醫學界有志との懇談

廿三日 午前十一時半陳專使、稽閣專使は近衛公と懇談、午後零時半支那關係團體、言論界合同招宴、續いて專使、副專使は首相、陸、海、藏相と懇談、夜は經濟界合同招宴

廿四日 午前九時二十四分東京驛發、橫須賀見學、午後四時四十分歸京、夜は陳專使がA.K.から放送

廿五日 午前中立川飛行機製作所見學、午後二時專、副使は頭山翁を訪問、續いて外相と懇談、午後六時に平沼男訪問、夜は帝國ホテルで答禮使節の日本側招宴

廿六日 午後一時四十分東京驛發箱根へ、廿七日まで滞在
廿八日 特急燕で京都へ、廿九日まで滞在

卅日 午前九時京都より大阪へ、卅一日まで滞在
六月一日 大阪または神戸滞在

二日 正午神戸出帆大洋丸で出發

前號正誤 四十頁九行目「關領印度支那」は「關領東印度」の誤り

二六六百年史抄

(主)

菊池寛

内閣情報部参員

江戸幕府の衰亡

江戸幕府は、三代將軍家光に至つて、あらゆる機構が整ひ、武家政治は完成された形を示したが、五代將軍綱吉に至つて、幕府の太平が謳歌される傍ら、綱吉の偏質的な性格や、生類憐愍令や、惡貨鑄造などからの影響もあつて、太平の餘弊たる享樂主義が天下を風靡した。尤も、そのために學問、文藝、演劇、美術、商業など、文化的な方面は發達したが、戰國傳來の律義な武家精神は早くも凋落してしまつたのである。

その後も庸主が続いたので、幕府の政治的機構は、生氣を喪つてしまつたのである。偶々、八

代將軍吉宗は、紀州侯頼宣の孫ではあるが、わづか三萬石の領主から、宗家を嗣ぎ、更に將軍になつただけに、天成の英才であると共に、下情に通じ、家康創業の精神を以て、幕政の改革、風俗の矯正に努力し、足高の制(從來は、千石の者が、三千石の役高の職に就くと、永久に三千石になつてしまふのを、吉宗は、在職中だけ差額二千石を給することにした。幕府の財政の膨脹を防ぐと共に、少祿の者を拔擢するためである。)

目安箱(投書箱)の設置など、大いに善政を敷いた。

江戸幕府の命脈は、彼に依つて、延長されたに違ひないが、幕府制度の本質内に含まれてゐる缺陷は、如何ともすることが出来なかつた。

江戸幕府の中心思想は、封建的農業主義である。が、日本の土地の廣さは一定してゐるし、農事の技術も百年一日の如しであるから、農産額などは、殆んど増さないのである。これに反して、都市の發達に伴ふ近世的な商業は、發達して行く一方である。

これでは、土地所有を基礎とする武士階級の經濟力が、商業すなはち町人に支配され、その政治的位置までが、動搖を來すことは當然である。幕府創設以來百年に足らずして、熊澤蕃山は、「今は、大小名とも借銀が多からざるは稀なり」と云つてゐる。その借銀は、主として大阪の町人から借りたのである。

むろん、町人に借りる前に、家臣達の知行米を借りたから、小身の武士は、仲間も置けないし、種々の内職さへもした。旗本の間では、町人から持参金のある養子を貰つたりした。

現在でも、経済力の伴はない軍備などは考へられないが、昔でも同じ事である。昔の武士は、千石について二十五人の兵を連れなければならない。平生から、それだけの人数とそれに必要な武器とを用意しなければならない。が武士が貧乏してしまふと、人を養ふことが出来なくなるし、持つてゐる武器も手放すわけである。役儀上、せひとも人数を揃へなければならぬ場合は、傭人足を頼むわけである。

恩顧譜代の家の子郎黨に取り囲まれた鎌倉時代の武士と比べると、幕末の武士達は、もう武士でなくなつてゐるわけである。

それに、武士は田園に發達したものだ。土地に固着して、半兵半農で武を鍊つたところに、武士の本領があつたのである。土地を離れ、都會に定住し、柔弱な側用人や腰元などに取りまかれてゐたのでは、知行取りで、今の高級サラリーマンと同じで、もう武士ではないのである。だから、律義一徹な三河武士の子孫たる旗本八萬騎も、單なる消費階級として、幕府の足手まといになるだけで、もう軍隊ではなくなつてゐるのである。これでは、幕府の威信は地に墜ちるばかりである。

勤皇思想の勃興

其處へ持つて來て、勤皇思想の勃興と外交問題とが、時代の激浪として、幕府に迫つて來たのである。

結局これが幕府の命取りになつたのだが、三代の家光の鎖國以來百五十年の間に、世界の形勢は一變してゐた。

鎖國當時、ヨーロッパ資本主義は、葡萄牙人を先驅として東洋の印度や支那や日本に力を伸して來たが、今はすでに英國が葡萄牙を卻け、和蘭を壓して、東洋貿易を獨占しようとして、支那と交易し、南方から日本に迫らうとしてゐる。ロシアは五代綱吉時代にカムチャツカを收めたが、つひに我が千島列島を侵し、女帝カタリナは日本語の研究をやらせてゐたといふくらゐだから、北海道を手に入れようと窺つてゐたのである。佛蘭西革命も、イギリスの産業革命も、アメリカのフルトンの蒸汽船の發明も、十一代家齊の寛政、享和、文化の頃である。

世界の交通が大規模となつて、ヨーロッパ人の東洋經營が猛烈化し、フランスの安南占領、イギリスの印度攻略、阿片戦争、ロシアの黒龍江地方の經營等が行はれてゐた。かうして世界資本主義の波は、東洋の一隅で鎖國の惰眠を貪つてゐる日本の周圍に、ひた／＼と押し寄せたので

ある。

幕府維持の最大綱目は、幕府中心主義と、日本孤立主義である。

幕府中心、將軍絶對主義は、勤皇思想の勃興によつて動搖しようとしてゐるし、農業的鎖國の徹底によつて維持しようとした封建的大土地所有制度は、今や世界商業資本主義流入の急潮によつて、脅かされてゐるのである。

元來、勤皇思想は國體觀念と聯繫してゐるのだが、外國問題も、當然國家意識を喚起させた。だから國防思想は勤皇思想と融合し、國防論と尊皇論とは抱合して、尊皇攘夷論となり、總ては討幕の大運動となつて展開するのである。

大名の中の攘夷論の第一人者は、水戸の徳川齊昭で、嘉永六年六月にアメリカの提督ペルリが軍艦四隻を率ゐて浦賀に入港し、國論が沸騰したときに、大砲七十四門を幕府に獻じて世人を驚かせた人である。だから水戸は尊皇攘夷論の中心地になつた。

ペルリの軍艦は、二隻は帆船で二隻は風力と氣力兼用のものだった。いはゆる黒船の砲聲や黒煙は、手槍や火繩銃を持つ沿岸警備の武士達を驚駭させた。

洋學によつて海外の事情を學んでゐる者は、攘夷の無謀を知つて、開港の意見を抱いてゐた。渡邊崋山や高野長英等はそれで、彼等は尊い開國の犠牲となつて徳川幕府の手に仆れた。

安政元年ペルリは再び浦賀に入港して、前年提出した通商條約の國書の返答を求めた。終に日米間に神奈川條約が締結され、下田及び函館の二港が互市場として開かれて、安政三年には米國領事ハリスが、米國旗を掲揚して下田に駐在した。同四年には江戸、大阪、兵庫、新潟の四港を開くことが約され、同五年には、イギリス、ロシア、オランダ、フランスとの通商條約が結ばれた。

翌六年には横浜、神奈川、函館の三港が開かれた。

かくして、外國を恐れた幕府は、鎖國主義の本家でありながら、事なかれ政策のために開國してしまつたのである。とにかく、外交問題は幕府にとつて致命傷となつた。國內は開國論と攘夷論とで沸騰した。

併し、開國論者といへども、幕府の態度を支持したのではなくて、當初から進歩的な鎖國排撃論者であつた。又攘夷論者も、鎖國主義的攘夷論でなくて、國家の面目を傷け、國體の尊嚴を毀り、國民の意氣を挫く脅迫的開國、城下の盟約開國に悲憤慷慨する尊皇愛國的な攘夷論者であつた。開國論の大先達と言はれる横井小楠の如きも、その一人であつた。尤も、中には到底不可能な攘夷の實行を追つて、幕府を窮地に追ひ詰め、詰腹を切らせようとする討幕戦術としての攘夷論者もあつた。

そして、その間、島津久光の家来が横濱郊外の生麥でイギリス人を斬つたり、浪士たちが品川御殿山の外國公使館を焼いたり、イギリス船が下關や鹿兒島を砲撃したやうな事件も起つた。

そして又、梅田雲嶺、吉田松陰、橋本左内、頼三樹三郎を始め多くの勤皇家が惨殺された安政の大獄や、その報復としての櫻田門外の井伊大老襲殺の壯舉があつて、繼て薩長の聯合は終に倒幕の實現となつたのである。

幕府が、百五十年に亘つて嚴守して來た鎖國政策を、案外容易に放棄したのは、幕府絕對中心主義の根本が、經濟的には、商業資本主義による町人の興起と、武士階級の財政難、思想的には、尊皇思想の全面的勃興、この二つによつて動搖し出し、鎖國の效果も減じて來たからだと思ふ。

併し、外交問題は、幕府倒壊のモメントとなつた。江戸幕府を直接覆したものは、創業の家康が極度に恐れた外様の雄藩、強藩ではなくて、志士と呼ばれる下級武士の活躍であり、大頭鯨を追つて來た船を保護するために、アメリカ政府が持ち込んだ強談判であつた。

かくして日本が世界歴史の發展から孤立するといふ矛盾は、ここに全く解消されると同時に、日本民族の理想たる天皇親政は、賴朝以來實に六百七十六年にして、本來の姿で永遠に再現するに至つたのである。

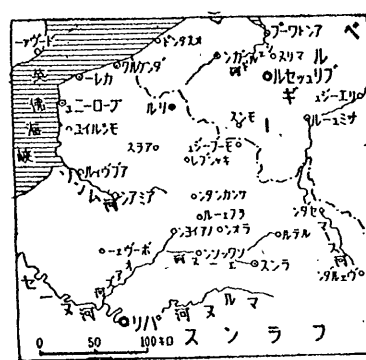
(この「二千六百年史抄」に限り無断轉載を禁ず)

歐洲戰局日誌

五月十七日 獨軍、モープルジ、カリアン間百キロ餘のマジノ線を突破(獨軍發表) マ獨軍機械化部隊、レテル北方、佛領内四十八キロに進出、佛軍の重圍に陥る(佛軍發表) マ獨軍白の首都ブリュッセル、ナミユール要塞、マリヌ市占領(獨軍發表) マゼーランド守備のオランダ軍降伏、オランダ全土獨軍の手に歸す(獨軍發表)

十八日 アントワープ要塞線を突破、アントワープ市を占領(獨軍發表) マサンカンタン占領(獨側報道) マ佛内閣改造、國防相をレイノー首相兼攝、副首相にベタン元帥

十九日 佛國軍總監兼總司令官更迭、ガムラン將軍に代つて、ウエーガン將軍、英佛聯合軍の總指揮官となる。マチアノ伊外相、獨伊軍事同盟一周年記念式



に於て參戰の決意を表明、マ獨軍のオランダ占領地域總督に元オーストリア總監ザイス・インクアルト任命、マサンカンタン東北方で激戰(佛軍發表)

二十日 獨軍、キャンブレ、ペロンヌ間に於てソンム河に到達、パリ東北百二十キロのラン市も占領(獨軍發表) マ佛政府サンカンタン陥落を認む、マ獨軍、白領モンヌ、ワールネーの兩市占領(獨軍發表)

二十一日 獨軍、アラス、アミアン、ブヴィル、ルテル占領、先鋒は英佛海峽に到達(獨側報道)

二十二日 アブヴィル占領の獨軍、更にモンリユを奪取、ランより南下の部隊はパリ東北八十五キロ、ソワソンに到達(獨側報道) マ佛軍、アラス、ブヴィル奪還(佛軍發表) マ獨軍、白ナミユール要塞完全占領、マチアノ、チル英首相パリに飛びレイノー佛首相、ウエーガン聯合軍總司令官と協議、マ英、政府に全權委任の法案を提出、マ英、軍需工場に一日二十四時間作業を命令

二十三日 獨軍、英佛海峽沿岸ブローニユに迫り激戰中、と英首相下院で言明、アブヴィルの陥落も認む、マ獨軍、白領シェルド河(エス、ゴド河)渡河

二十四日 獨軍、カレール占領(獨側報道)



慢性胃腸病の原因療法

近世の醫學の基礎を築いたウィルヒョフ博士は「總ての病氣の原因は細胞の變調にある」としてゐる通り、胃腸・胃酸過多・胃腸カタル等から起る種々の症候も原因は胃腸組織の細胞の衰弱に他なりません。
わかしとは、直接に胃液の酸度を減じさせるのみならず、胃腸組織の細胞に働いて異常を來してゐる胃液の分泌を正常ならしめる作用がありますから、従来の吸着劑や中和劑のやうな對症藥の及ばなかつた、病氣の原因から除く特長をもつてをります。

藥價 廿五日量 一円六十錢
發賣元 わかしと本舗

世界
輸出

胃腸 榮養 ときかわ

官廳編輯圖書より
昭和二十六年海軍記念日を迎へて(海軍省海軍事務局編輯)光輝ある紀元二千六百年に當り第三十五回海軍記念日に際し、艦隊下の我が海軍や列國海軍の情勢特に米國の最近の極東に對する動向を語り、日本海軍の戦記や東郷元帥の偉業を稱へ併せて長期戦體制と國民の心構を述べた十六篇よりなる小冊子である。(昭和二十六年 定価六錢 發行内閣印刷局)
軍用保護馬普通鍛錬之參考(農林省馬政局編輯)支那事變勃發以來、軍馬の重要性は痛感されてゐる。近代戦争の方式は著しく改變されたけれども、戦争に馬がなくてはならぬことは毫も言と變らない。否むしろ作戦兵力の増大に伴つてますます軍馬の所要数を増加する傾向にある。本書は、やがてそれらの軍馬となるべき軍用保護馬の鍛錬を主體として、それに関する馬事一般の事項を蒐録したものである。軍用保護馬普通鍛錬指導員のために書かれたものではあるが、一般の馬事知識向上のためにも有益な參考書である。(昭和二十六年 定価六錢 發行内閣印刷局)
文部省推薦圖書紹介 一一般書
皇國二千六百年史(幾谷みさを著) 本書は

大阪毎日、東京日日新聞社が、紀元二千六百年の記念事業として懸賞募集した「皇國二千六百年史」の入選作であつて、中村直勝氏の校閲を経て公刊したものである。その内容は皇國より現代に至るまでの輝かしい國史發展の途を、三十七項目に分つて敘述し、殊に近世の思想的展開を詳述してゐる。しかも常にそれらの史實の持つ意味を我が國體の精華と國民性の特質とに關聯せしめて理解し易いやうに書かれてゐる。(昭和二十六年 定価六錢 發行大阪毎日新聞社、東京日日新聞社)
杉田玄白の蘭學事始(坂澤武雄著) 本書は著者がJ.O.A.R.から都市放浪を試みた「杉田玄白の蘭學事始」の解説と、やはり同所から放浪した「日本民族の海外發展史」とから成つてゐる。蘭學事始は杉田玄白の回想録であつて、江戸時代の長い鎖國の中にあつて、泰西の新學を攝取するにつれて先覺者の艱大の苦心を物語つてゐるもので、さらに著者は廣く江戸時代の先覺者達をも説いてゐる。次の日本民族の海外發展史は中世後期から近世初期にかけての私貿易時代、朱印船貿易時代に主力を注いでゐるが、當時の我が國民の目ざましい海外發展の歴史を興味深く説いてゐる。共に一般國民の讀物として好適であらう。(小四六判 一八頁 定価五〇錢 發行東京市芝田村町テキストビル日本放送出版協會 振替東京四七〇一五)

注意御		所込申	價定	週報	
一部		内閣印刷局發行課	五錢(送料別)	昭和十五年五月二十九日印刷發行	
全國各地官報販賣所		東都書籍株式會社	五錢(送料別)	編輯部	
各書店・郵賣店		東京市神田區錦町一ノ三	五錢(送料別)	印刷部	
各書店・郵賣店		東京市神田區錦町一ノ三	五錢(送料別)	發行部	



露光量違いにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影

週報

號日五月六

時局と節米
綿製品の切符制度
學 校 給 食 の 實 際
ベルギーの聯合軍包圍さる
海鷲支那奧地を制壓
— 本年初頭以來の海軍作戰の成果 —
英國の戰時體制強化
特別
寄稿
二千六百年史抄(上)
内閣情報部參與 菊池 寛

第一九〇號 昭和十五年十月一日發
昭和十五年六月五日發
郵便物認可 (毎週一回水曜日出行)

五錢

週

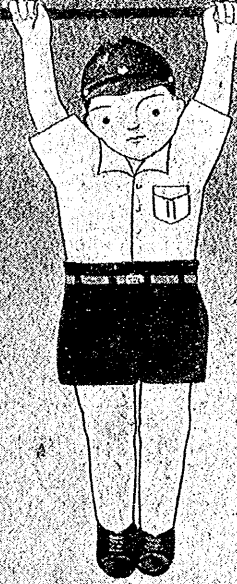
報

昭和十五年十月一日發
昭和十五年五月十一日發
郵便物認可 (毎週一回水曜日出行)

内閣印刷局印刷發行

支那事變

報國債券 貯蓄債券



賣出六月十五日 賣出七月十日
一 枚 十 四 五 圓
大藏省・日本勸業銀行

(判LA51格規定國はさき大の書本)